

# 介護保険制度

本事業の窓口は「福祉共生部健康推進室介護保険課」

・資格管理係 ☎ 5 5 9 - 5 0 7 7

・認定給付係 ☎ 5 5 9 - 5 0 7 8

FAXはいずれも 5 6 3 - 1 4 4 7 です。

※総合事業に関すること

いきいき高齢者支援課 ☎ 5 5 9 - 5 0 7 0

FAX 5 6 3 - 7 7 7 6

## 1. 被保険者

介護保険サービスを受けることのできる人は次のとおりです。

	第1号被保険者	第2号被保険者
対象年齢等	65歳以上の人	40歳以上 65歳未満の医療保険加入者
受給対象者	<p>介護が必要であると認定を受けた人 (介護が必要となった原因は、問われません)</p>	<p>初老期における認知症・脳血管障害等の加齢に伴う16の特定疾病であって、介護が必要であると認定を受けた人</p> <p>&lt;16の特定疾病&gt;</p> <p>① がん [がん末期] (医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)</p> <p>② 関節リウマチ</p> <p>③ 筋萎縮性側索硬化症</p> <p>④ 後縦靭帯骨化症</p> <p>⑤ 骨折を伴う骨粗鬆症</p> <p>⑥ 初老期における認知症</p> <p>⑦ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 [パーキンソン病関連疾患]</p> <p>⑧ 脊髄小脳変性症</p> <p>⑨ 脊柱管狭窄症</p> <p>⑩ 早老症</p> <p>⑪ 多系統萎縮症</p> <p>⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症</p> <p>⑬ 脳血管疾患</p> <p>⑭ 閉塞性動脈硬化症</p> <p>⑮ 慢性閉塞性肺疾患</p> <p>⑯ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症</p>

## 2. 保険料

(1) 第1号被保険者(65歳以上の人)にご負担いただく年額保険料は次のとおりです。

(平成30～令和2年度)

段階	対象者	年額保険料[保険料率]
第1段階	・生活保護受給者の方 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	25,290円 [基準額×0.375(※)] ※公費により0.5→0.375に軽減
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	37,940円 [基準額×0.5625(※)] ※公費により0.625→0.5625に軽減
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	48,900円 [基準額×0.725(※)] ※公費により0.75→0.725に軽減
第4段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	60,700円 [基準額×0.9]
第5段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	67,450円 [基準額]
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円未満の方	80,940円 [基準額×1.2]
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	87,680円 [基準額×1.3]
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	101,170円 [基準額×1.5]
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	114,660円 [基準額×1.7]
第10段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	128,150円 [基準額×1.9]
第11段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上の方	141,640円 [基準額×2.1]

※合計所得金額(地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額)とは収入額から経費を差し引いたもので、公的年金収入のみの場合「年金収入額-公的年金控除額」となります。また、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」と「年金収入に係る所得額」(第1～5段階の方が対象)を控除した額となります。繰越損失がある方は、損失分を差し引く前の金額です。

※社会保障と税の一体改革の一環として消費税の増税分を財源として第1～3段階に該当する人を対象に保険料を軽減しています。

## 納付方法・納期

	納付方法	納期
特別徴収	年金受給額が年額 18 万円以上の人は年金から天引き（一部対象とならない年金有）	偶数月の年 6 回
普通徴収	口座振替又は納付書による納付	7 月～翌年 3 月の年 9 回

※ 特別徴収の対象となる年金を受給されている人でも、年度途中に 65 歳になられた場合や他市町村から転入された場合等、普通徴収で納めていただくことがあります。

## 保険料の減免

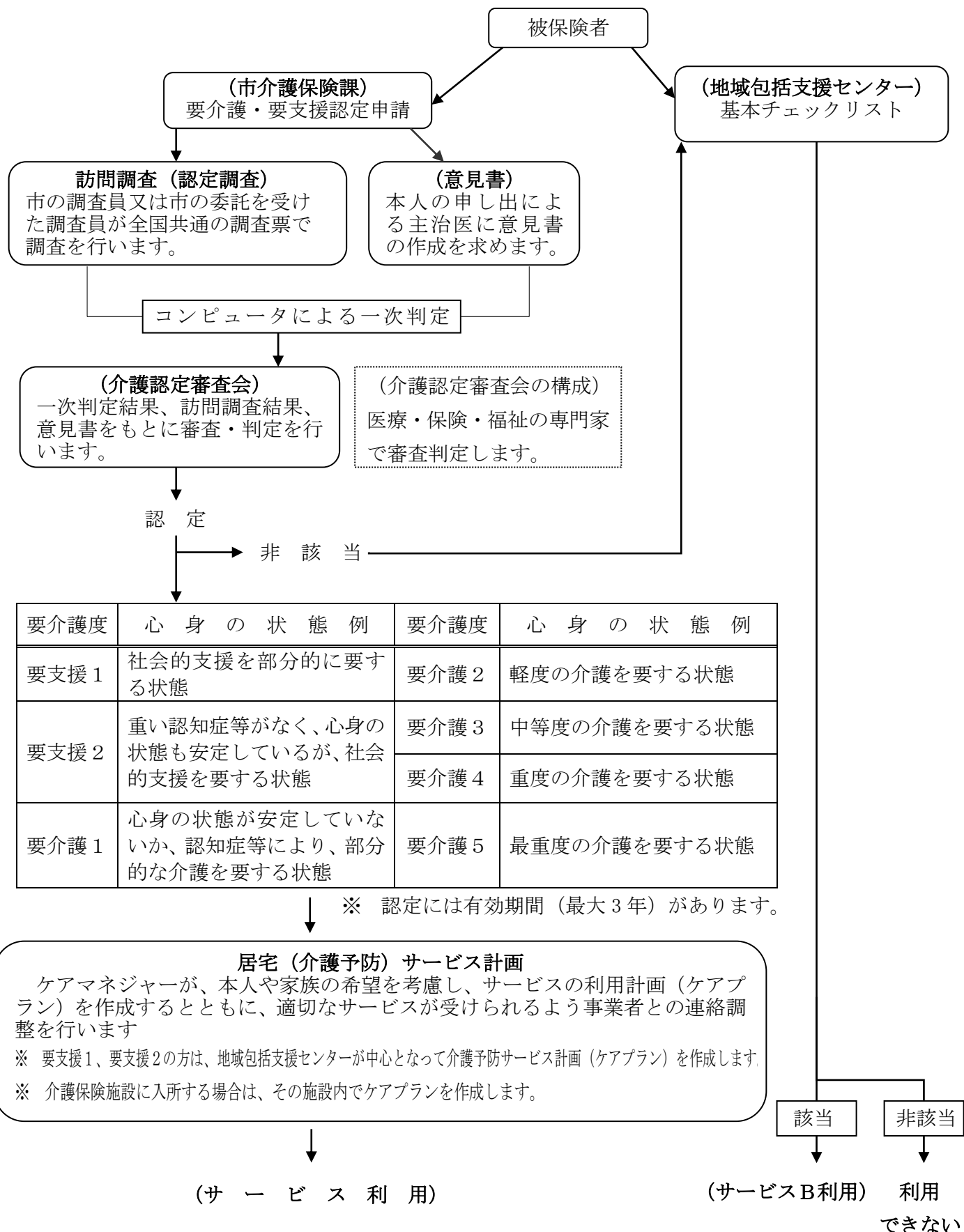
\* 災害等の特別な理由で一時的に納付が困難であると認められる場合、保険料が減免されることがあります。また、恒常的な低所得の人には次の減免制度があります。

対 象		軽減割合	提出書類
第 1 段階の人のうち老齢福祉年金のみ受給の場合（遺族年金、恩給等と併給されている人は対象外。）		軽減前の第 1 段階保険料を 1/2 に軽減	——
第 1 段階のうち、世帯の年間収入金額が 60 万円以下（2 人以上の世帯の場合は 60 万円に 2 人目以降の世帯員 1 人につき 17 万 5,000 円を加算した額）の場合	ただし、①～④のすべてを満たす人に限る。 ①住民税課税の人と生計をともにしていない ②住民税課税の人から扶養・援助を受けていない ③活用できる資産がなく、預貯金が 175 万円（2 人以上の世帯の場合は 175 万円に 2 人目以降の世帯員 1 人につき 50 万円を加算した額）以下 ④介護保険料を滞納していない	軽減前の第 1 段階保険料を 1/2 に軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金の払込通知書、確定申告書の写し、源泉徴収票等、収入の状況がわかる書類（世帯全員の分）</li> <li>・預貯金等の額が確認できる書類（直近まで記帳された通帳等）（世帯全員分）</li> <li>・健康保険証（本人分）</li> </ul>
第 2～6 段階のうち、世帯の年間収入金額が 120 万円以下（2 人以上の世帯の場合は 120 万円に 2 人目以降の世帯員 1 人につき 35 万円を加算した額）の場合	ただし、①～④のすべてを満たす人に限る。 ①住民税課税の人と生計をともにしていない ②住民税課税の人から扶養・援助を受けていない ③活用できる資産がなく、預貯金が 350 万円（2 人以上の世帯の場合は 350 万円に 2 人目以降の世帯員 1 人につき 100 万円を加算した額）以下 ④介護保険料を滞納していない	○第 2～第 5 段階は軽減前の第 1 段階相当額に軽減 ○第 6 段階は軽減前の第 3 段階相当額に軽減	

(2) 第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満の人）は、加入している医療保険の算定方法により保険料が設定され、医療保険料に介護分が上乘せされます。

### 3. 要介護認定

介護保険サービスを受けるための順序は、次のとおりです。



## 4. 保険給付

介護サービスの主なものには、次のようなサービスがあります。

サービスの種類		要支援1・2の人	要介護1～5の人	
在宅サービス	訪問を受けて利用する	<b>訪問介護</b> (ホームヘルプ) ・介護予防訪問介護相当サービス【総合事業】 ・訪問型サービスA【総合事業】	<b>【総合事業】</b> ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の日常生活上の援助を行うサービス。家事援助等については、利用者が自力で行うことが可能かどうかなどを個別に判断して提供。※訪問型サービスAは身体介助を除いて提供。	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の日常生活上の援助を行うサービス。家事援助等については、利用者が自力で行うことが可能かどうかなどを個別に判断して提供。
		<b>訪問入浴介護</b> 介護予防訪問入浴介護	居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行なうサービス。	居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行なうサービス。
		<b>訪問看護</b> 介護予防訪問看護	看護師等が居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上のお世話や診療の補助を行うサービス。	看護師等が居宅を訪問し、療養上のお世話や必要な診療の補助を行うサービス。
		<b>訪問リハビリテーション</b> 介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士・作業療法士等が居宅を訪問し、機能訓練を行うサービス。	理学療法士・作業療法士等が居宅を訪問し、機能訓練を行うサービス。
		<b>居宅療養管理指導</b> 介護予防居宅療養管理指導	医師・歯科医師・薬剤師等が居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行うサービス。	医師・歯科医師・薬剤師等が居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービス。
		<b>定期巡回・随時対応型訪問介護看護</b>	利用できません。	定期的な巡回又は随時通報により居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護。日常生活上の緊急時の対応その他の安心して居宅において生活を送ることができるようにするためのサービス。
通所サービス	通所して利用する	<b>通所介護</b> (デイサービス) (利用定員が19名以上の通所介護) 介護予防通所介護相当サービス【総合事業】	<b>【総合事業】</b> デイサービスセンターや介護老人福祉施設で、入浴・食事の提供や介護予防を目的とした選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、アクティビティなど)の提供を行うサービス。	利用定員が19名以上で、デイサービスセンターや介護老人福祉施設で、入浴・食事の提供や日常生活訓練などを行うサービス。
		<b>通所リハビリテーション</b> (デイケア) 介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院等で、入浴・食事の提供やリハビリ、介護予防を目的とした選択的なサービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上)の提供を行うサービス。	介護老人保健施設や病院等で、入浴・食事の提供や理学療法士・作業療法士などによる機能訓練を行うサービス。
		<b>地域密着型通所介護</b> (利用定員が18名以下の通所介護)	利用できません。	利用定員が18名以下で、デイサービスセンターや介護老人福祉施設で、入浴・食事の提供や日常生活訓練などを行うサービス。
		<b>認知症対応型通所介護</b> 介護予防認知症対応型通所介護	認知症の状態にある人が、入浴・食事の提供等の日常生活上のお世話や介護予防を目的とした機能訓練を行うサービス。	認知症の状態にある人が、入浴・食事の提供等の日常生活上のお世話や機能訓練を行うサービス。

サービスの種類		要支援1・2の人	要介護1～5の人
在宅サービス	通所して利用する		
	<b>小規模多機能型居宅介護</b> 介護予防小規模多機能型居宅介護	居宅において、又はサービスの拠点（事業所）に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上のお世話や機能訓練を行うサービス。	居宅において、又はサービスの拠点（事業所）に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上のお世話や機能訓練を行うサービス。
	<b>看護小規模多機能型居宅介護</b>	利用できません。	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を踏まえたサービス。
	短期間入所する		
	<b>短期入所生活介護／療養介護</b> (ショートステイ) 介護予防短期入所生活介護／療養介護	【短期入所生活介護】 介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上のお世話や介護予防を目的とした機能訓練を行うサービス。 【短期入所療養介護】 介護老人保健施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下における介護、介護予防を目的として機能訓練などを行うサービス。	【短期入所生活介護】 介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護やその他日常生活上のお世話、機能訓練を行うサービス。 【短期入所療養介護】 介護老人保健施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下における介護、機能訓練やその他必要な医療及び日常生活上のお世話を行うサービス。
	居室での暮らしを支える		
<b>福祉用具貸与</b> 介護予防福祉用具貸与	歩行補助つえなど、要支援者の自立支援に効果のある福祉用具の貸与を行うサービス。 ※一定の例外となる人を除き、車いす(付属品含む)、特殊寝台(付属品含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト(つり具の部分を除く)、自動排泄処理装置(交換可能部品を除く)は原則として保険給付の対象となりません。	車いす、特殊寝台など、日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与を行うサービス。※一定の例外となる人を除き、要介護1の人は、車いす(付属品含む)、特殊寝台(付属品含む)、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト(つり具の部分を除く)、交換可能部品を除く自動排泄処理装置(要介護2・3も対象外)は原則として保険給付の対象となりません。	
<b>特定福祉用具販売</b> 特定介護予防福祉用具販売	排泄や入浴などに使用する福祉用具を購入した場合に、購入費用の9割(一定以上所得のある方は8割又は7割)を支給します。 [支給対象となる種目] ①腰掛便座 ②自動排泄処理装置の交換可能部品 ③入浴補助用具 ④簡易浴槽 ⑤移動用リフトのつり具の部分 (1年間に利用できる購入費用の上限額は10万円です。ただし、1種目につき原則1回のみ支給対象となります。)		
<b>住宅改修費支給</b> 介護予防住宅改修費支給	手すりの取り付けなどの小規模な改修をした際に、改修費用の9割(一定以上所得のある方は8割又は7割)を支給します。 [支給対象となる工事内容] ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤洋式便器等への便器の取替え ⑥その他これら各工事に付帯して必要な工事 (一住居につき一人あたり利用できる改修費用の上限額は20万円です。)		

サービスの種類		要支援1・2の人	要介護1～5の人
在宅に近い暮らしをする	<b>特定施設入居者生活介護</b> 介護予防特定施設 入居者生活介護	有料老人ホームなどに入居している高齢者に対し、入浴・排泄・食事等、日常生活上の支援や介護を行うサービス。	有料老人ホームなどに入居している高齢者に対し、入浴・排泄・食事等の日常生活上の支援や介護を行うサービス。
	<b>認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</b> 介護予防認知症対応型 共同生活介護	認知症の状態にある人が少人数の共同生活をしながら食事や入浴等日常生活の支援や機能訓練を行うサービス。（要支援1の人は利用できません。）	認知症の状態にある人が少人数の共同生活をしながら食事や入浴等日常生活の支援や機能訓練を行うサービス。
施設サービス	<b>介護老人福祉施設</b> （特別養護老人ホーム）	利用できません。	常に介護が必要で、在宅での介護が困難な人が入所します。 （原則、要介護1・2の人は利用できません。特別な事情がある場合のみ利用できます。）
	<b>介護老人保健施設</b> （老人保健施設）	利用できません。	症状が安定期にあり、入院治療をする必要はないが、在宅での機能訓練や看護・介護を受けることが困難な人が入所します。
	<b>介護療養型医療施設</b> （療養病床等）	利用できません。	急性期の治療をする必要はないが、入院して医学的な療養等が必要な人が入院します。

## 5. 市内のサービス事業者一覧

サービスの種類	サービス事業者名	所在地	電話番号	要支援 1・2の人	要介護 1～5の人
居宅介護支援 介護予防支援	藹藹居宅介護支援事業所	三田市川除 154-2	558-9905		○
	居宅介護支援事業所あいおい	三田市相生町 24-28 本町第2ビル 301号	556-5801		○
	あおぞら居宅介護支援事業所	三田市大畑字清水 357-1	560-0550		○
	あかしあ居宅介護支援事業所	三田市あかしあ台 1丁目 17-8	565-7507		○
	居宅介護支援事業所ありまふじ	三田市志手原 1076-41	559-6920		○
	アルカディア居宅介護支援事業所	三田市東本庄 2493	568-7667		○
	イー・ケア三田	三田市すずかけ台 4丁目 12-1	564-0216		○
	オアシス三田居宅介護支援事業所	三田市川除 677-1	569-7156		○
	かのん居宅介護支援事業所	三田市南が丘 1丁目 12-1-101	506-3475		○
	こころゆりのき居宅介護支援事業所	三田市ゆりのき台 5-39-19	563-5911		○
	居宅介護支援事業所咲楽	三田市南が丘 1丁目 51-5	506-1368		○
	明（さや）居宅介護支援事業所	三田市相生町 10-2	569-1075		○
	サンウエスト老人介護支援センター	三田市小野 1139-1	560-3072		○
	社会福祉法人 三翠会 さんすい園居宅介護支援事業所	三田市下相野薬師尾 1460-1	568-6877		○
	医療法人 敬愛会 老人保健施設 三田温泉シルバーステイ居宅介護支援事業所	三田市東山 897-2	568-5260		○



サービスの種類	サービス事業者名	所在地	電話番号	要支援 1・2の人	要介護 1～5の人
	三田きらくえん居宅介護支援事業所	三田市下深田字菊ヶ谷 36-36	564-5191		○
	三田市社会福祉協議会中央居宅介護支援事業所	三田市川除 675	559-1865		○
	社会福祉法人 枚方療育園 居宅介護支援事業所 三田楽寿荘	三田市東本庄 1188	568-2652		○
	神鉄ケアサービスセンター三田	三田市ゆりのき台1丁目102 ウッディタウン中央駅内	553-1075		○
	ゼフィール三田居宅介護支援事業所	三田市富士が丘5丁目17-3	559-1800		○
	ニチイケアセンターウッディタウン	三田市けやき台3丁目12-5	553-1711		○
	ニチイケアセンター三田	三田市中央町9-38 ユマニティビル2F	559-6351		○
	ハッピーライフ居宅介護支援センター三田	三田市南が丘2丁目6-12	559-0882		○
	ひなたぼっこ居宅介護支援事業所	三田市相生町 15-2 モアエ アミティエ202	551-2248		○
	医療法人社団 尚仁会 平島病院	三田市天神1丁目2-15	563-3649		○
	マンナ居宅介護支援事業所	三田市三田町 35-10 三田ハ ウス 207A	556-5618		○
	居宅介護支援事業所まんかいプラン	三田市すずかけ台1丁目12 番地	565-1270		○
	ゆりのき居宅支援事業所	三田市ゆりのき台2丁目1-3	506-1228		○
	ルース居宅介護支援事業所	三田市三輪2丁目1番10号	553-6301		○
	ケアプラン笑楽三田	三田市南が丘2丁目14-23	563-0306		○
		ウッディ地域包括支援センター	三田市けやき台1丁目4番地 1(ウッディタウン市民センタ ー内)		553-1077
三田市地域包括支援センター		三田市川除 675 (三田市総合 福祉保健センター内)	559-5941	○	
フラワー地域包括支援センター		三田市富士が丘5丁目17-3 (特別養護老人ホームゼフィール 三田 内)	553-3600	○	
訪問介護 (ホームヘルプ) 介護予防訪問介護相当 サービス【総合事業】	オアシス三田ヘルプステーション	三田市川除 677-1	569-7156	○	○
	黒豆訪問介護サービス	三田市相生町 24-28 本町第二ビル 201号	556-5361	○	○
	こころ	三田市弥生が丘 1-4-19	558-8178	○	○
	さわやか介護ステーション	三田市あかしあ台1丁目18-10	565-0890	×	○
	サンウエストヘルプステーション	三田市小野 1139-1	560-3070	○	○
	社会福祉法人 三翠会ホームヘルプステー ションさんすい	三田市下相野薬師尾 1460-1	568-6877	○	○
	社会福祉法人三田市社会福祉協議会中央 ホームヘルプステーション	三田市川除 675	559-5944	○	○
	神鉄ケアサービスセンター三田	三田市ゆりのき台1丁目102 ウッディタウン中央駅内	553-1465	○	○
	SUNAMI ヘルプステーション	三田市つつじが丘南2丁目3-11	568-2777	×	○
	ニチイケアセンターウッディタウン	三田市けやき台3丁目12-5	553-1711	○	○
	ニチイケアセンター三田	三田市中央町9-38 ユマニティビル2F	559-6351	○	○
	ハッピーライフホームヘルプステーション三田	三田市南が丘2丁目6-12	569-7720	○	○
	訪問介護センターひなたぼっこ	三田市相生町 15-2 モアエ アミティエ 202号室	551-0186	○	○
	ひまわりの輪	三田市天神3丁目1-14 701	564-3965	○	○

サービスの種類	サービス事業者名	所在地	電話番号	要支援 1・2の人	要介護 1～5の人
訪問介護 (ホームヘルプ) 介護予防訪問介護相当 サービス【総合事業】	(株)ホスピアメディカル事業部ケア 39	三田市対中町 2-17 3F	553-3200	○	○
	訪問介護ステーションリバティスクエア	三田市けやき台 4 丁目 39-2	559-7711	○	○
	訪問介護ステーション笑楽三田	三田市南が丘 2 丁目 14-23	563-0306	○	○
	訪問介護事業所りかおん	三田市天神 3 丁目 25-22-107	558-8282	×	○
	訪問介護ステーション和 (なごみ)	三田市天神 1 丁目 2-15	564-5420	○	○
訪問型サービス A (基準緩和型)	神鉄ケアサービスセンター三田	三田市ゆりのき台 1 丁目 102 ウッディタウン中央駅内	553-1465	○	×
	ハッピーライフホームヘルプステーション 三田	三田市南が丘 2 丁目 6-12	569-7720	○	×
	(株)ホスピアメディカル事業部ケア 39	三田市対中町 2-17 3F	553-3200	○	×
訪問型サービス B (生活支援型)	三田市シルバー人材センター	三田市あかしあ台 5-32-2	564-7501	○	×
訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護	ケアサービスゆーぷる	三田市高次 1 丁目 11-5 フレイヴァパーク 1 102 号	553-5905	○	○
訪問看護 介護予防訪問看護	あおぞら訪問看護ステーション	三田市大畑字清水 357-1	560-0552	○	○
	医療法人社団尚仁会訪問看護ステーション 「さつき」	三田市天神 1 丁目 2-15	564-5531	○	○
	訪問看護ステーションやまぼうし	三田市下深田字菊ヶ谷 36-36	564-5194	○	○
	社会福祉法人三田市社会福祉協議会訪問 看護ステーション	三田市川除 675	559-5703	○	○
	訪問看護ステーション おおはら	三田市大原 1314	563-2121	○	○
	訪問看護ステーション そのぎ	三田市大原 531	562-3351	○	○
	訪問看護ステーション のどか 三田営業所	三田市南が丘 1 丁目 51-5 (小規模多機能型居宅介護内)	080-2537- 1023	○	○
	ふじ訪問看護ステーション	三田市三輪 4 丁目 2-32 本田ビル 301 号	553-8586	○	○
	訪問看護ステーション笑楽三田	三田市南が丘 2 丁目 14-23	563-0306	○	○
訪問リハビリ テーション 介護予防訪問 リハビリテーション	さんだりハビリテーション病院	三田市富士が丘 5 丁目 16 番 1	564-7063	○	○
	ねごろクリニック	三田市南が丘 2 丁目 6-3	559-0537	○	○
	医療法人社団尚仁会 平島病院	三田市天神 1 丁目 2-15	564-5381	○	○
	整形外科ふくしまクリニック	三田市中央町 9-36	564-0300	○	○
通所介護 (デイサービス) (利用定員が 19 名以上 の通所介護) ※地域密着型 通所介護 (利用定員が 18 名以下 の通所介護) (該当事業所には、 (※) を表示)	あおぞら通所介護事業所	三田市大畑字清水 357-1	560-0552	○	○
	デイサービスセンターありまふじ	三田市志手原 1076-41	559-6477	○	○
	イー・ケア三田 (※)	三田市すずかけ台 4 丁目 12-1	564-0216	○	○ (地域密着型)
	デイサービスいこい	三田市八景町 1442-1	558-7241	○	○
	デイサービスげんき三田 (※)	三田市対中町 10-7	506-1425	○	○ (地域密着型)
	さわやかサロン (※)	三田市あかしあ台 1 丁目 18-10	565-0890	○	○ (地域密着型)
	サンウエストデイサービスセンター (※)	三田市小野 1139-1	560-3070	○	○ (地域密着型)
	介護予防通所介護相当 サービス【総合事業】	社会福祉法人三翠会デイサービスセンター さんすい	三田市下相野薬師尾 1460-1	568-1314	○
	社会福祉法人三田市社会福祉協議会 中央デイサービスセンター	三田市川除 675	559-5943	○	○

サービスの種類	サービス事業者名	所在地	電話番号	要支援 1・2の人	要介護 1～5の人
<b>通所介護</b> (デイサービス) (利用定員が19名以上の通所介護)  <b>※地域密着型通所介護</b> (利用定員が18名以下の通所介護) (該当事業所には、 (※)を表示)  介護予防通所介護相当サービス【総合事業】	デイサービス夢の杜 (※)	三田市上井沢 336	567-6660	○	○ (地域密着型)
	デイサービスしおん	三田市あかしあ台1丁目12-3	563-4603	○	○
	デイサービス笑和 (※)	三田市相生町 10-2	562-7600	○	○ (地域密着型)
	ゼフィール三田デイサービスセンター	三田市富士が丘5丁目17-3	559-1800	○	○
	デイサービスセンター和 (なごみ)	三田市天神1丁目2-15	564-5420	○	○
	でいサービスセンター年輪	三田市藍本 80-1	560-7878	○	○
	ハッピーライフデイサービスセンター三田	三田市南が丘2丁目6-3	559-0538	○	○
	デイサービスセンターひなたぼっこ	三田市相生町3-1 ユートピア三田	553-0880	○	○
	壱 (ひらく)	三田市すずかけ台1丁目12番	564-7788	○	×
	デイサービスセンター メリーハウス	三田中央町5-19 三田センタービル3階	556-5650	○	○
	デイサービス山帽子 (※)	三田市下深田字菊ヶ谷 36-36	564-5191	○	○ (地域密着型)
	デイサービスゆりのき (※)	三田市ゆりのき台2丁目1-3	506-1226	○	○ (地域密着型)
	デイサービス笑楽三田	三田市南が丘2丁目14-23	563-0306	○	○
	ニチイケアセンターウッディタウン	三田市けやき台3丁目12-5	553-1711	○	○
	ふく機能訓練センター (※)	三田市すずかけ台1丁目6-6	550-9061	○	○ (地域密着型)
	ボラリスデイサービスセンター三田天神 (※)	三田市天神3丁目12-3	553-3338	○	○ (地域密着型)
	ルースデイサービスセンター (※)	三田市下田中 42 番地 1	562-7007	○	○ (地域密着型)
<b>通所型サービスB</b> (高齢者ふれあいデイサービス)	いこいの家さんだ	三田市屋敷町 12 番 24 号	564-1513	○	×
	ふれあいサロン三田	三田市三田町 38-9	563-1130	○	×
	高平の里	三田市下里 69	569-1484	○	×
<b>通所リハビリテーション</b> (デイケア) 介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設 愛	三田市東本庄 1188	568-5327	○	○
	介護老人保健施設 アルカディア	三田市東本庄 2493	568-5879	○	○
	医療法人敬愛会 老人保健施設 三田温泉シルバーステイ	三田市東山 897-1	568-5260	○	○
	医療法人社団尚仁会 平島病院	三田市天神1丁目2-15	563-5765	○	○
<b>認知症対応型通所介護</b> 介護予防認知症対応型通所介護	ユピテル三田	三田市中町 7-34	565-2220	○	○
	ひだまりの家デイサービスセンター	三田市三輪2丁目1番10号	553-6301	×	○
<b>小規模多機能型居宅介護</b>	小規模多機能型居宅介護事業所 三田	三田市南が丘 1-51-5	562-0222	○	○
	小規模多機能型居宅介護事業所 けやきの郷	三田市けやき台3丁目75番3	558-7736	×	○
<b>短期入所生活介護</b> (ショートステイ)  介護予防短期入所生活介護	あおぞら小規模生活単位型 指定短期入所生活介護事業所	三田市大畑字清水 357-1	560-0553	○	○
	イー・ケア三田	三田市すずかけ台4丁目12-1	564-0216	○	○
	特別養護老人ホーム サンウエスト	三田市小野 1139-1	560-3070	○	○
<b>短期入所生活介護</b> (ショートステイ)	社会福祉法人三翠会 老人短期入所事業所 さんすい園	三田市下相野薬師尾 1460-1	568-1314	○	○
	特別養護老人ホーム 三田楽寿荘	三田市東本庄 1188	568-2652	○	○

サービスの種類	サービス事業者名	所在地	電話番号	要支援 1・2の人	要介護 1～5の人
介護予防短期入所生活介護	ゼフィール三田短期入所生活介護事業所	三田市富士が丘5丁目17-3	559-1800	○	○
	特別養護老人ホーム オーキッド	三田市駅前町3番15号-101	556-7557	○	○
短期入所療養介護 (ショートステイ) 介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設 愛	三田市東本庄1188	568-5327	○	○
	介護老人保健施設 アルカディア	三田市東本庄2493	568-5879	○	○
	医療法人敬愛会 老人保健施設 三田温泉シルバーステイ	三田市東山897-1	568-5260	○	○
	医療法人社団尚仁会 平島病院	三田市天神1丁目2-15	564-5381	○	○
特定施設入居者生活介護  介護予防特定施設 入居者生活介護	サンヒルズ八景1番館	三田市横山町17番13号	553-3537	○	○
福祉用具貸与  介護予防福祉用具貸与	ウェルビーイング堂本	三田市福島695-2(榎堂本内)	560-5250	○	○
	介援隊三田店	三田市高次1丁目11-5	553-8830	○	○
	(株)近畿クボタ兵庫ラクターショップ	三田市下田中43	562-2181	○	○
	(資)こすもすファミリー	三田市三輪3丁目6-11	553-5838	○	○
	スズキ三田販売みどり	三田市武庫が丘7丁目7-3	559-8000	○	○
	西川リビング株式会社/ネーブルハウス 三田事務所	三田市三田町54-5-105	565-7716	○	○
	八千代ケアサポート(株)三田店	三田市寺村町4444-2	564-7900	○	○
	(合)ゆーちやいむ	三田市西山2丁目18-6	569-9155	○	○
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) 介護予防認知症対応型 共同生活介護 ※要支援1は利用不可	グループホーム三輪	三田市三輪2丁目13-16	553-8820	○	○
	グループホーム薬師のさと	三田市下相野薬師尾1460-1	568-0894	○	○
	医療法人敬愛会 三田温泉シルバースホーム	三田市東山897-1	568-5260	○	○
	ひだまりの家	三田市三輪2丁目1番10号	553-6301	○	○
ユピテル三田	三田市中町7-34	565-2220	○	○	
定期巡回・随時対応 型訪問介護看護	ユピテル三田	三田市中町7-34	565-2220	×	○
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	特別養護老人ホーム サンウエスト	三田市小野1139-1	560-3070	利用できません	○
	特別養護老人ホーム さんすい園	三田市下相野薬師尾1460-1	568-1314		○
	特別養護老人ホーム 三田楽寿荘	三田市東本庄1188	568-2652		○
	特別養護老人ホーム ゼフィール三田	三田市富士が丘5丁目17-3	559-1800		○
	特別養護老人ホーム オーキッド	三田市駅前町3番15号-101	556-7557		○
介護老人保健施設 (老人保健施設)	介護老人保健施設 愛	三田市東本庄1188	568-5327	利用できません	○
	介護老人保健施設 アルカディア	三田市東本庄2493	568-5879		○
	医療法人敬愛会 老人保健施設 三田温泉シルバーステイ	三田市東山897-1	568-5260		○
介護療養型医療施設 (療養病床等)	医療法人山西会 宝塚三田病院	三田市西山2丁目22-10	563-4871	利用できません	○
	医療法人社団尚仁会 平島病院	三田市天神1丁目2-15	564-5381		○

6. 利用料負担 サービス事業者に費用の1割を支払います。  
 ⇒ 一定以上所得のある方は2割又は3割を支払います。

(1) 費用の目安 (1単位: 10円とした場合)

① 在宅サービス ※保険が適用される金額

1か月の利用限度額 ※自己負担は1割(※)

(※) 一定以上の所得のある方は2割又は3割となります。

要介護度区分	限度額
要支援1	5万0030円
要支援2	10万4730円
要介護1	16万6920円
要介護2	19万6160円
要介護3	26万9310円
要介護4	30万8060円
要介護5	36万0650円
*福祉用具販売 : 10万円/1年間 *住宅改修費 : 20万円/1住居につき、1人につき *居宅療養管理指導 : 医師、薬剤師等の区分によって月に利用できる回数・金額が異なります。	

② 施設サービス ※平均的な自己負担 (1割負担の場合) (月額)

要介護度区分	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院
要支援1	利用できません			
要支援2	利用できません			
要介護1	18,920円	22,740円	18,150円	20,010円
要介護2	}	}	}	}
要介護3				
要介護4				
要介護5	33,790円	40,040円	42,590円	43,400円
*施設サービス費は、利用される施設の居室の形態により異なります。 *1か月を30日で換算しています。 *上記費用の他、食費、居住費及び日常生活費等保険外費用が全額自己負担になります。 ただし、低所得者については、申請により、食費、居住費が軽減される場合があります。				

☆介護老人福祉施設については、「要介護1・2」の人は、原則利用できません。特別な事情がある場合のみ利用できます。

(2) 自己負担が減額される場合

① 高額介護サービス費

1か月ごとに利用したサービスの1割(※)の利用者負担の合計額(同一世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額)が高額になり、一定額を超えたときは、申請により超えた分が支給されます。(※) 一定以上の所得のある方は2割又は3割となります。

利用者負担段階区分	世帯又は個人の負担上限額
生活保護受給者	個人 15,000円
住民税非課税世帯の人	世帯 24,600円
住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額 80 万円以下の人	個人 15,000円
老齢福祉年金を受給している人	個人 15,000円
住民税課税世帯の人	
一般 同じ世帯の全ての 65 歳以上の人(介護サービスを利用していない人を含む)の利用者負担割合が 1 割の世帯は、年間 446,400 円(37,200 円×12 か月)が負担額の上限となります。(平成 29 年 8 月から 3 年間の時限措置)	世帯 44,400円
現役並み所得相当 課税所得が 145 万円以上で年収が 520 万円(2 人以上の場合。単身世帯の場合 383 万円)以上の 65 歳以上の人がいる場合。	世帯 44,400円

## ② 高額医療・高額介護合算療養費制度

世帯内の同一の医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度など）の加入者の方について、1年間（毎年8月1日～翌年7月31日）に「医療保険」と「介護保険」の両方に自己負担があり、その自己負担の合計が下記の自己負担限度額を超えた場合、申請によってその超えた金額が支給されます。

<自己負担限度額>

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の人
901万円超	212万円
600万円超 901万円以下	141万円
210万円超 600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

平成 30 年 7 月算定分まで

所得区分	70～74歳の人	後期高齢者医療制度で医療を受ける人
現役並み所得者	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ(※)	19万円	19万円

平成 30 年 8 月算定分から

所得区分	70～74歳の人	後期高齢者医療制度で医療を受ける人
課税所得 690 万円以上	212 万円	212 万円
課税所得 380 万円以上	141 万円	141 万円
課税所得 145 万円以上	67 万円	67 万円
一般	56 万円	56 万円
低所得者Ⅱ	31 万円	31 万円
低所得者Ⅰ(※)	19 万円	19 万円

※低所得者 I 区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。

◎毎年 7 月 31 日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。

### ③ 食費・居住費の負担限度額

介護保険施設に入所したりショートステイを利用した場合の食費や居住費（部屋代）は利用者の自己負担になります。食費や居住費の額は施設と利用者との契約によって決まりますが、低所得の人については負担が重くなり過ぎないように軽減制度が設けられています。

下表の第 1 段階から第 3 段階までに該当する人（配偶者も住民税非課税であり、預貯金等の金額が単身で 1,000 万円、夫婦で 2,000 万円以下であること。）については、食費や居住費が軽減され、段階ごとに決められている負担限度額で利用することができます。

#### < 負担限度額（1 日あたり） >

利用者負担段階		居住費の負担限度額 (1 日あたり)					食費の 負担限 度額 (1 日あ たり)
		多床室	従来型個室		ユニッ ト型個 室的多 床室	ユニッ ト型個 室	
			特養等	老健・療 養等			
第 1 段階	・住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	0 円	320 円	490 円	490 円	820 円	300 円
第 2 段階	・住民税非課税世帯で、課税年金収入額と（非課税年金収入額および）合計所得金額の合計が年額 80 万円以下の人	370 円	420 円	490 円	490 円	820 円	390 円
第 3 段階	・住民税非課税世帯で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年額 80 万円超えの人	370 円	820 円	1,310 円	1,310 円	1,310 円	650 円

### ④ 社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度

低所得者で生計が困難であると認められる人が、社会福祉法人等の提供する介護サービスを利用する場合、利用者負担額が軽減されます。

#### 軽減の対象者

住民税非課税世帯で、次の全ての要件に該当する人

- ①前年の収入が単身世帯で 150 万円以下であること（2 人以上の世帯については、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円加算した額以下であること）
- ②預貯金等が 350 万円以下であること（2 人以上の世帯については、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円加算した額以下であること）
- ③日常生活に供する資産以外に住居や土地等活用できる資産がないこと
- ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと
- ⑤介護保険料を滞納していないこと

※ (●) 印のサービスについては、住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税であれば、食費及び居住費（滞在費）の軽減を受けられません。

#### 軽減される対象費用・減額割合

対象サービス	対象費用	減額割合	
			高齢福祉年金受給者の方
訪問介護	・1割 (※) 相当の利用者負担額	1 / 4 を減額	1 / 2 を減額
第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業 (○)			
定期巡回・随時対応型訪問介護			
夜間対応型訪問介護			
通所介護	・1割 (※) 相当の利用者負担額 ・食費		
第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業 (○)			
地域密着型通所介護			
認知症対応型通所介護	・1割 (※) 相当の利用者負担額 ・食費 ・居住費（滞在費）		
短期入所生活介護 (●)			
小規模多機能型居宅介護			
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） (●)			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (●)			
看護小規模多機能型居宅介護に改称)			

(※) 一定以上の所得がある人は2割もしくは3割

(○) 自己負担割合が保険給付と同様のものに限ります。

(注) ・要支援の人への介護予防サービスも同様です。

- ・旧措置入所者についても一定の条件を満たしている場合、同様の取扱いがあります。
- ・介護老人福祉施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護サービスの利用者負担額については減額されない場合があります。
- ・軽減制度を利用するには申請が必要です。
- ・生活保護受給者の居住費（滞在費）の個室にかかる利用者負担額の軽減割合は10/10です。

## 7. 介護保険に関する相談・苦情窓口

ケアマネジャー	ケアマネジャーは、要介護認定の申請手続きのお手伝いをしたり、サービス事業者の紹介をしたり、介護保険利用について相談に応じます。事業者のサービス内容に不満などがあるときは、ケアマネジャーに伝え、調整してもらいましょう。
介護サービス事業者・施設	介護サービス事業者・施設は、利用者や家族に対して、情報の提供に努め、利用者などから苦情があった場合でも誠実に対応します。
市介護保険課	要介護認定、介護保険料など、介護保険制度についてわからないことに関するお問い合わせのほか、サービス利用についての相談や苦情を受け付けています。必要に応じて事業者から報告を求め、改善のための指導、助言を行っています。(資格管理係 TEL559-5077 認定給付係 TEL559-5078)
兵庫県国民健康保険団体連合会	兵庫県国民健康保険団体連合会介護サービス苦情相談窓口は、サービス内容に関する苦情に対応する専門機関です。受け付けた苦情について調査し、必要に応じて事業者を指導します。(TEL 078-332-5617)
兵庫県	要介護認定、介護保険料などに不服がある場合は兵庫県庁に設置されている兵庫県介護保険審査会 (TEL078-341-7711 (代表)) に対して審査請求をすることができます。



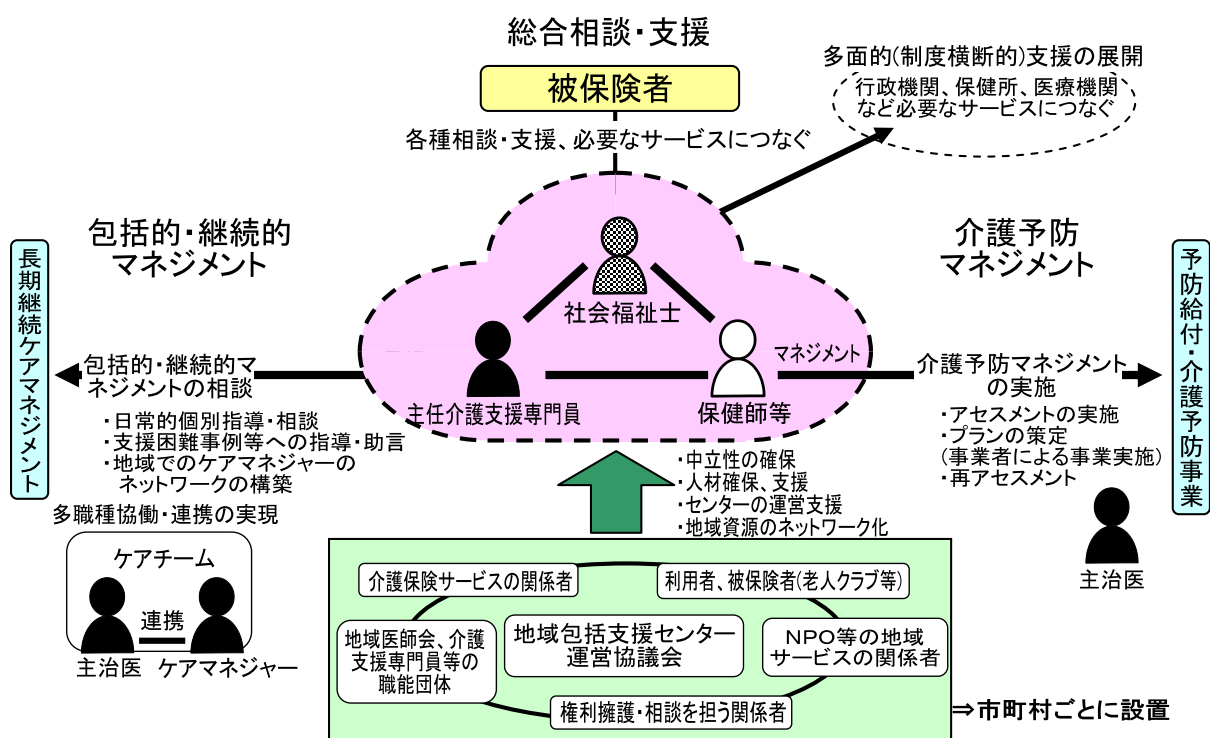
## 8. 地域包括支援センター

地域高齢者の心身の健康維持や生活の安定のために必要な援助、支援を包括的・継続的に支えるための地域包括ケアの拠点として、市が責任主体として地域包括支援センターを整備しています。

### 【地域包括支援センターの主な役割】

- 総合相談・支援や他の必要なサービスの連携
- 介護予防マネジメントの実施
- 包括的・継続的マネジメントの実施
- 高齢者虐待防止など権利擁護のための相談

<地域包括支援センターの概要>



〔窓 口〕

三田市地域包括支援センター	TEL 559-5941	FAX 559-5707
フラワー地域包括支援センター	TEL 553-3600	FAX 553-3601
ウッディ地域包括支援センター	TEL 553-1077	FAX 553-7023